

X線一般撮影装置保守業務委託仕様書

1 目的

本件は、X線一般撮影装置保守業務について、専門的な知識と技能を有する受注者に委託することにより、医療機器の機能を適切に維持管理し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院

4 保守業務対象機器

(1) 画像読取装置	F C R S p e e d i a C S P l u s	3台
(2) コンソール	C o n s o l e A d v a n c e	7台
(3) コンソール	C o n s o l e A d v a n c e M O B I L E	1台
(4) 電源供給ユニット	C A L N E O C (M P)	6台
(5) FPD装置	C A L N E O C 1 4 1 7	2台
(6) FPD装置	C A L N E O C 1 4 1 7 S Q	6台
(7) FPD装置	C A L N E O C 1 7 1 7	2台
(8) FPD装置	C A L N E O C 1 7 1 7 S Q	4台
(9) 小型アクセスポイント	C A L N E O f l e x (A P キット)	1台
(10) 小型アクセスポイント	大林 立位リーダー	7台
(11) 小型アクセスポイント	大林 臥位リーダー	7台
(12) プリンター	D R Y P I X E D G E	1台
(13) プリンター	D R Y P I X E D G E ソータ	1台

5 受注者が備える条件

- (1) 受託業務の責任者として、相当な知識を有し、医療器械の保守点検業務に関し、3年以上の経験を有する者を有すること。
- (2) 従事者として、医療器械の保守点検業務を行うために必要な知識及び技能

を有する者を有すること。

(3) 次の事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

ア 保守点検の方法

イ 点検記録

(4) 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。

ア 保守点検の方法

イ 故障時の連絡先及び対応方法

ウ 業務の管理体制

(5) 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

6 保守内容

(1) 定期点検

定期点検については、年1回と定め、技術員を派遣して清掃点検調整を行う。

ただし、画像読取装置については年2回とする。

(2) 障害対応業務

機器が故障したときは、速やかに技術員を派遣し修理を行い、機能を回復させること。なお、オンコール対応時間は、原則月曜日から土曜日の8時から20時とする。該当時間外については、その都度協議の上実施するものとし、費用については別途請求するものとする。

(3) ACTIVE LINE リモートサービス

受注者は、本契約期間中、電話回線を利用した遠隔操作により、リモート定期点検（12回／年）、予兆監視、自動時刻調整を実施すること。また、リモート定期点検、予兆監視により、受注者が修復作業を必要と判断した場合には、遠隔操作により可能な範囲で、修復作業を行なうこと。

(4) アンチウイルスサービス

発注者が、契約機器とともに受注者より導入したアンチウイルスサービスライセンスプログラム（Symantec プログラム）のウイルスパターンファイルを、受注者の ACTIVE LINE サーバーより随時更新すること。ただし、発注者の要請の都度行うものではなく、また完全な安全性を保障するものではない。

(5) その他

ア 点検業務は発注者の指示する日時に行うこと。

- イ 点検に必要な消耗品・交換部品については、受注者負担とする。
- ウ 部品等の交換については、保守対象機器構成のうち画像読取装置以外の機器については、全額受注者負担とする。
- エ 画像読取装置の機器については、単価20万円以下を受注者負担とし、それ以上は発注者負担とする。
- オ 制御装置 Console Advance に関しては、PC 本体、モニターは保守対象外とする。
- カ フィルム、記録メディア、モニターは対象外とする。
- キ 対象機器（1）～（9）について、製造者による部品またはサービスの供給が終了した場合、一部または全部を解約することができるものとする。

7 点検報告

定期点検、障害対応業務を終了した時は、報告書をもって確認を受けるものとする。

8 その他

- （1） 本仕様書に記載のない事項に関して、疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。
- （2） 保守料の支払いについては、2回に分割し、1回目点検終了後および契約期間完了後に発注者の指定様式を用いて支払う。